

高松市・庵治町合併協議会

第 8 回会議資料

日 時：平成 1 7 年 2 月 1 4 日（月）

午後 2 時

場 所：庵治町役場 1 階 1 0 5 会議室

目 次

(協 議 事 項)

| | | |
|-----------|---|-----|
| 協議第 2 0 号 | 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について （第 5 回会議提案：継続協議） ----- | 1 |
| 協議第 3 9 号 | コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 4 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 6 |
| 協議第 4 0 号 | 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 9 |
| 協議第 4 1 号 | その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 1 2 |
| 協議第 4 2 号 | 環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 1 5 |
| 協議第 4 3 号 | 農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 1 8 |
| 協議第 4 4 号 | 建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 2 1 |
| 協議第 4 5 号 | 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 2 4 |
| 協議第 4 6 号 | 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 2 7 |
| 協議第 4 7 号 | 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 3 0 |
| 協議第 4 8 号 | 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号） （第 7 回会議提案：継続協議）について ----- | 3 3 |
| 協議第 4 9 号 | その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号） について（第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 3 6 |
| 協議第 5 0 号 | その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 2 号） について（第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 3 7 |

| | | |
|-----------|--|-----|
| 協議第 5 1 号 | その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号） について（第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 3 8 |
| 協議第 5 2 号 | その他の事業（石のさとフェスティバル事業） （協定項目第 2 4 - 2 2 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） ----- | 3 9 |
| 協議第 5 3 号 | 合併の期日（協定項目第 2 号）について（再提案） ---- | 4 0 |
| 協議第 5 4 号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い （協定項目第 8 号）について ----- | 4 2 |
| 協議第 2 7 号 | 建設計画（協定項目第 2 5 号）について （第 5 回会議提案：継続協議） ----- | 4 6 |
| （ そ の 他 ） | | |
| | 事務事業の調整について ----- | 4 7 |
| | 合併協定調印式について ----- | 4 7 |
| | 高松市・庵治町合併協議会の会議について ----- | 4 7 |

協議第 20 号（第 5 回会議提案：継続協議）

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 24 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 6 号 | 地域審議会の取扱い |
|---|-------|-----------|
| <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、庵治町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市庵治地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の庵治町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市庵治地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 庵治町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会の取扱いについて協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。

協議第 39 号（第 7 回会議提案：継続協議）

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 4 号）について

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 1 月 19 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 24 - 4 号 | コミュニティ施策 |
|--|------------|----------|
| <p>コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町集会所については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>自治会活動推進事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

コミュニティ施策(協定項目第24-4号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、コミュニティ施策について協議された市 6市

潮来市

住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。ただし、土曜日の窓口開庁業務については、本庁舎のみの対応とする。

大船渡市

まつり行事は、従来の実施状況を尊重し、新市の活性化につながるよう実施する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

新居浜市

コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

ア 自治会・町内会の委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。ただし、平成15年度は現行どおりとする。

イ 公会堂等建築事業補助金については、豊浦地区において、当分の間、現行どおりとする。

ウ 全国豊浦町交流事業については、廃止する。

エ 郷人会組織である城下町新発田会及びえちご豊浦会に対する支援については、当分の間、現行どおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

コミュニティ施策（協定項目第24-4号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、コミュニティ施策について確認された市の事例

宇都宮市

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
- 3 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
- 4 コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。

長崎市

自治会・住民活動関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民生活への影響が大きいものについては、各町の地域特性等を勘案し、一定期間、経過措置を講じるものとする。

なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

鹿児島市

- 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。
- 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
- 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

協議第40号（第7回会議提案：継続協議）

児童福祉事業（協定項目第24-8号）について

児童福祉事業（協定項目第24-8号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目 | 第24-8号 | 児童福祉事業 |
|--|--------|--------|
| <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>母子等医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>乳幼児等医療費助成事業については、合併時において庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

児童福祉事業(協定項目24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、児童福祉事業が協議された市 10市

大船渡市

三陸町の保育所は、大船渡市に引き継ぐものとし、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から大船渡市の例による。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、荳崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについては、その例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

新発田市

ア 保育料については、平成15年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。

ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。

なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。

イ 延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

ウ 一時保育については、新発田市の制度を適用する。

ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

エ 保育園通園バス支援事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。

オ 豊浦町の母子手当制度については、廃止する。

ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

カ 第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

児童福祉事業（協定項目24-8号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、児童福祉事業の取扱いについて確認された市の事例

岐阜市

1．乳幼児医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から入院については義務教育終了まで、外来については就学前までを対象とするものとする。

なお、この助成については、次世代育成支援対策推進法に基づき総合的子育て支援を推進するため策定することとなる、新市としての行動計画の中で総合的に見直しを図るものとする。

2．母子家庭等医療費助成については、現行のとおりとする。

3．父子家庭医療費助成については、合併の翌年度から母子家庭等医療費助成と同様の制度とするものとする。

4．保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から階層区分は国の保育所徴収金基準額表と同じ9階層とし、国の基準額からの軽減率は20%程度とするものとする。

ただし、合併の翌年度以降は、3年間を目途に経過措置を設け、旧自治体の保育所ごとに保育料を定めるものとする。

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の取扱いは、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、その内容は、岐阜市の例によるものとする。

5．延長保育事業については、岐阜市の例によるものとする。

6．一時保育事業については、岐阜市の例によるものとする。

7．保育所広域入所の取扱いについては、岐阜市の例によるものとする。

8．児童館の管理運営については、現行のとおりとする。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

沼隈町の認可保育所（園）は、福山市の認可保育所（園）として引き継ぐものとする。

沼隈町の保育対象年齢及び特別保育事業については、沼隈町における保育の需要等を勘案し検討する。

沼隈町の保育料については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

協議第 4 1 号（第 7 回会議提案：継続協議）

その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について

その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 9 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 2 4 - 9 号 | その他の福祉事業 |
|---|-------------|----------|
| <p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患援護事業、原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

その他の福祉事業(協定項目第24-9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、その他の福祉事業について協議された市 8市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについては、その例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、内海町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。

福山市社会福祉協議会と内海町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

その他の福祉事業（協定項目第24-9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、その他の福祉事業について確認された市の事例

秋田市

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとする。

岐阜市

- 1．災害見舞金については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。
- 2．災害援護資金については、現行のとおりとする。
- 3．災害弔慰金については、現行のとおりとする。
- 4．交通災害見舞金については、岐阜市の制度を適用するものとする。

奈良市

- (1) ふれあい福祉大会については、奈良市が開催する大会に統合する。
- (2) 奈良市、月ヶ瀬村、都祁村で主催の戦没者追悼式については、奈良市の式典に統合する。
- (3) 月ヶ瀬村及び都祁村の戦没者については、遺族の申し出により、慰霊塔公園内の合祀者慰霊碑に追記する。

倉敷市

- 1 戦没者追悼事業については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 2 社会福祉協議会人件費補助については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

協議第 4 2 号 (第 7 回会議提案 : 継続協議)

環境対策事業 (協定項目第 2 4 - 1 1 号) について

環境対策事業 (協定項目第 2 4 - 1 1 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 9 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 2 4 - 1 1 号 | 環境対策事業 |
|--|---------------|--------|
| <p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。</p> <p>庵治町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く 2 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、庵治町地域において、使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業 (手数料) に係る庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く 2 年度について、現行のとおりとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

環境対策事業(協定項目第24-11号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、環境対策事業について協議された市 8市

新潟市

- (1) 黒埼町の家庭用生ごみ処理器購入助成金制度は、新潟市の制度に統一する。
ただし、処理容器の大きさについては、選択できるようにする。
- (2) 黒埼町のし尿の収集の運搬体制については、当分の間、現行のとおりとする。
- (3) そ族昆虫駆除事業については、現行のとおりとする。
ただし、新潟市の薬剤散布機具購入補助については、黒埼町の制度を適用する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、内海町のごみ分別方法、収集回数については、当分の間現行のとおりとする。

潮来市

粗大ごみの拠点回収、ごみ袋の配布方法については、合併時までには新たな制度を確立するものとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制(料金を含む。)については、当分の間、現行のとおりとする。

新居浜市

- (1) ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時までには調整するものとする。
- (2) し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

環境対策事業（協定項目第24-11号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、環境対策事業について確認された市の事例

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、沼隈町の家庭ごみの分別方法、収集回数については、当分の間現行のとおりとする。

長野市

(1) 環境基本計画については、合併後に見直しを行う。

(2) 環境保全事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、自然観察教室については、現行のとおりとする。

(3) ごみ・し尿処理関係事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、

ア 豊野町の家庭ごみの分別収集制度、ごみ指定袋実費負担制度及び事業系ごみ収集制度については、現行のとおりとする。

イ 粗大ごみ、処理困難物、蛍光管及び水銀体温計の分別収集並びに処理困難物の処理料金については、合併後に見直しを行う。

ウ 既に一般廃棄物処理業の許可を有する者は、次回更新時まで長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域のみ有効とする。

エ 既に長野県の産業廃棄物処理業の許可を有している者が、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村で産業廃棄物処理業を行う場合には、次回更新時まで長野市の許可を有しているものとみなす。

オ し尿等収集・処理体制については現行のとおりとし、裾花衛生センターは長野市のし尿処理施設として取り扱う。

豊田市

ごみの分別の種類、ごみ袋の価格、粗大ごみの有料制度については、原則として合併時に豊田市の方式に統一する。

ただし、稲武町区域のごみの分別の種類、ごみ袋の価格等については、当面現行のとおりとし、北設広域事務組合と調整の上、合併後に検討する。

ごみの収集回数及びその他プラスチック等の取扱いについては、一部違いを認め合う。

ごみの収集方式及び収集体制等は、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

協議第 4 3 号 (第 7 回会議提案 : 継続協議)

農林水産関係事業 (協定項目第 2 4 - 1 3 号) について

農林水産関係事業 (協定項目第 2 4 - 1 3 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 9 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 2 4 - 1 3 号 | 農林水産関係事業 |
|---|---------------|----------|
| <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。</p> <p>庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノベーション推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p> <p>庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、実施するものとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

農林水産関係事業(協定項目第24-13号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、農林水産関係事業について協議された市 8市

大船渡市

(農道、林道の取扱い)

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

(水路の取扱い)

大船渡市の制度に統一する。

廿日市市

(1) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。

(2) 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。

(3) 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。

(4) 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。

呉市

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 農林道、水路、ため池、森林、各種振興施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

(1) 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。

(2) 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

農林水産関係事業（協定項目第24-13号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、農林水産関係事業について確認された市の事例

秋田市

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

豊田市

農業用施設の維持管理は、合併時に豊田市の例により統一する。

ただし、広域農道（加茂広域農道、奥三河広域農道）等幹線農道については、合併時までに町村道認定を行い、市道として豊田市に引継ぐ方向で調整する。

倉敷市

農林水産関係事業の取扱いについては、原則として、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

- 1 船穂町の土木常設委員及び真備町の土木専門委員については、現行どおり存続し、平成20年度から倉敷市の農業土木委員制度に統一するものとする。
- 2 真備町のため池、水路及び農道の新設、維持補修にかかる受益者負担金徴収制度は、合併時に廃止するものとする。
- 3 用排水路等の使用許可の取扱いについては、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 農業集落排水使用料については、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 農業集落排水分担金については、現対象区域は現行どおりとし、合併後の新規対象区域からは倉敷市の制度を適用するものとする。

松山市

- 1 合併時に、松山市は、北条市及び中島町の農業振興整備計画を引き継ぐ。
- 2 土地改良事業にかかる地元分担金については、松山市の制度・方式に統一する。

合併前から北条市及び中島町で実施している松山市規則等の事業区分に該当する事業については、平成16年度中は、現行制度を適用する。松山市規則等の事業区分に該当しない事業については、原則、北条市民・中島町民の負担率増とにならないように調整を行い、合併までに新市の規則等の改正を行う。

- 3 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

協議第 4 4 号（第 7 回会議提案：継続協議）

建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について

建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 9 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 2 4 - 1 4 号 | 建設関係事業 |
|---|---------------|--------|
| <p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>水防に係る庵治町住民の周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように調整するものとする。</p> <p>合併時において、庵治町地域における継続中の道路新設改良事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

建設関係事業(協定項目第24-14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、建設関係事業が協議された市 7市

廿日市市

- (1) 佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めるものとする。

呉市

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 町道、公園、住宅、漁港施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

(建設事業の取扱い)

- (1) 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- (2) 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- (3) 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

(公営住宅等事業の取扱い)

- (1) 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。
- (2) 別子山村の活性化推進住宅事業については、当面、現行どおり引き継ぐものとする。

新発田市

ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。

イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。

ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

建設関係事業（協定項目第24-14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、建設関係事業について確認された市の事例

岐阜市

都市計画については、現行のとおりとする。

堺市

公共交通利用活性化方策及び広域公共交通網整備計画検討については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

コミュニティバス運行については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

開発協力金の徴収については、廃止する。

高知市

(1) 道路・河川

ア 鏡村及び土佐山村の管理する村道・河川は、高知市に引き継ぐ。

イ 道路維持管理に伴う地元施行分は、当面、高知市域は現行の取扱いを継続し、鏡村及び土佐山村の区域は鏡村の現行制度を基本に取り扱う。

ただし、合併後、早期に取扱いを検討し、制度の統一を図る。

ウ 道路占用料は、高知市の制度を適用する。

(2) 公営住宅等

ア 鏡村及び土佐山村の公営住宅、特定公共賃貸住宅並びに土佐山村の普通住宅は、高知市に引き継ぐ。

イ 公営住宅の家賃は、平成19年度まで、合併前において適用された市町村立地係数及び利便性係数を用いて算定し、平成20年度以降の家賃算定は、高知市の係数を用いることとするが、なお、国、県の動向により調整する。

ウ 特定公共賃貸住宅及び普通住宅の家賃は、平成19年度まで現行のまま据え置くが、平成20年度以降は、公営住宅の家賃との均衡を図りながら改めて調整する。

協議第 4 5 号 (第 7 回会議提案 : 継続協議)

下水道事業 (協定項目第 2 4 - 1 7 号) について

下水道事業 (協定項目第 2 4 - 1 7 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 9 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 2 4 - 1 7 号 | 下水道事業 |
|---|---------------|-------|
| <p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。</p> <p>水洗便所改造資金支援制度により、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。</p> <p>庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

下水道事業(協定項目第24-17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、下水道事業が協議された市 8市

潮来市

合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

(1) 漁業集落排水処理施設に係る使用料及び分担金の取扱い

使用料及び分担金は、現行のとおりとし、大船渡市の漁業集落排水処理施設共用開始前に統一の方向で調整を図る。

(2) 排水設備工事指定店指定手数料の取扱い

大船渡市の例による。

つくば市

茎崎町及び筑南地方広域行政事務組合が実施している下水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

ただし、受益者負担金、徴収方法等については、合併後速やかに調整する。

廿日市市

(1) 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。

(2) 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。

(3) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。

呉市

(1) 下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は、現行のとおり呉市に引き継ぐ。

(2) 使用者加入金は現行のとおりとする。また、使用料については、下蒲刈町の整備計画及び事業進ちょく状況、財政計画等を総合的に判断し、合併時に呉市の料金体系に準ずるよう調整を図っていくものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

下水道事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市のうち、下水道事業について確認された市の事例

岐阜市

- (1) 下水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。
- (2) 下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。
- (3) 下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担金については、現行単価とする。

長崎市

下水道事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。
ただし、住民負担の激変緩和を図るため、下水道使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一料金とするものとする。
なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

鹿児島市

- 1 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。

協議第46号（第7回会議提案：継続協議）

消防防災関係事業（協定項目第24-18号）について

消防防災関係事業（協定項目第24-18号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目 | 第24-18号 | 消防防災関係事業 |
|--|---------|----------|
| <p>消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

消防防災関係事業(協定項目第24-18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、消防防災関係事業について協議された市 8市

新潟市

消防体制については、黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし、黒埼町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒埼町の消防団員数は現行のとおりにする。

大船渡市

防災行政無線の運用については、設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。

つくば市

筑南地方広域行政事務組合が実施している消防事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

廿日市市

ア 佐伯町の常備消防については、引き続き廿日市市消防署佐伯分署で消防事務の処理を行う。
イ 吉和村の常備消防については、引き続き山県西部消防組合で消防事務の共同処理を行う。

新居浜市

(1) 別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時まで宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。
(2) 消防水利施設及び消防通信施設等については、当面、現行どおりとする。ただし、防火水槽、消防緊急通信指令施設、無線中継局等通信施設及び消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

消防防災関係事業（協定項目第24-18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、消防防災関係事業について確認した市の事例

長野市

長野市の制度に統一する。

ただし、

- 1 地域防災計画、水防計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 災害の規模又は被害状況に応じた職員動員配備については、地域の実情を考慮して、合併までに作成する。
- 3 防災行政無線システムについては、現行のとおりとし、新システムに統合する時点で、大岡村、豊野町及び戸隠村の各戸に整備済みの受信機を廃止する。
- 4 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の地域独自の防災訓練も継続して実施していく。
- 5 戸隠村及び鬼無里村の雪害救助員派遣事業は、現行のとおりとする。
- 6 消防団の装備、施設については、現行のとおりとする。

堺市

地域防災計画については、新市において、堺市地域防災計画を基に調整する。また、備蓄についても、新市において、被害想定を見直し、調整する。

防災情報システム、自主防災組織育成・防災訓練及び災害応急救助については、堺市制度で実施する。

婦人防火クラブについては、美原町制度を存続し、美原町域に適用する。

鹿児島市

- 1 消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
 - 2 松元町及び郡山町の区域には、合併後に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。
 - 3 防火水槽等建設補助金事業及び消防協力会事業は、合併時に廃止するものとする。
-
- 1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。
 - 2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。
 - 3 防犯灯補助事業については、平成17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するものとする。

協議第 4 7 号 (第 7 回会議提案 : 継続協議)

社会教育事業 (協定項目第 2 4 - 2 0 号) について

社会教育事業 (協定項目第 2 4 - 2 0 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 9 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 2 4 - 2 0 号 | 社会教育事業 |
|--|---------------|--------|
| <p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域で実施している子どもの健全育成に係る共催事業については、地域の自主活動事業とする。</p> <p>庵治町の放課後留守家庭児童会は、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。</p> <p>各種スポーツイベント事業のファミリーマラソン in Aji 及びこどもマリンスポーツ交流事業については、現行のとおり継続する。</p> <p>庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。</p> <p>庵治町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から 3 年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p> <p>庵治町の子ども会活動の促進及び P T A 活動の促進については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域における子ども会組織への補助、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

社会教育事業(協定項目第24-20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、社会教育事業について協議された市 8市

新潟市

- (1) 黒埼町公民館及び黒埼町北部地区公民館を除く黒埼町の公民館については、合併までに黒埼町の自治会等への移管に努める。
- (2) スポーツの全国大会等出場者激励金については、黒埼町の制度を適用する。

廿日市市

3市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。

呉市

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

- (1) 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。
- (2) 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

- ア 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。
- イ 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。
ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

社会教育事業（協定項目第24 - 20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、社会教育事業について確認された市の事例

宇都宮市

- 1．社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2．社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

岐阜市

- 1．公民館の運営については、当面は現行のとおりとし、都市内分権のあり方を踏まえ、調整するものとする。
- 2．成人式については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から成人式のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
- 3．総合体育大会等各種事業については、地域の実情と経緯を踏まえながら、スポーツの振興及び生涯学習の推進等を考慮し、統合、再編などの調整を図るものとする。
なお、調整にあたっては、都市内分権のあり方を踏まえて行うものとする。
- 4．各種体育大会派遣・開催補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。

奈良市

- (1) 公民館については、月ヶ瀬地域に地区公民館1館（現月ヶ瀬文化センター）を、都祁地域に地区公民館1館と分館4館を置き、事務組織及び機構、管理運営等は、奈良市の制度に統一する。
- (2) 月ヶ瀬村及び都祁村の体育施設の管理運営については、奈良市の制度に統一する。
- (3) 体育・スポーツ大会については、奈良市の制度に統一する。
なお、月ヶ瀬地域、都祁地域で実施される各種大会については、地区スポーツ団体において存続する。

鹿児島市

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 4 8 号（第 7 回会議提案：継続協議）

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 9 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 2 4 - 2 1 号 | 文化振興事業 |
|--|---------------|--------|
| 文化振興事業については、高松市の制度に統一する。 庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。 | | |

平成 年 月 日 確認

(資料)

文化振興事業(協定項目第24-21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、文化振興事業について協議された市 6市

新潟市

黒埼町指定文化財については、合併前に調査・審議をし、見直しすることとし、新潟市はその結果を十分尊重する。

大船渡市

三陸町の指定文化財については、大船渡市に引き継ぐものとし、保護の一元化を図り、合併後に指定基準を検討する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。

呉市

下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎ、適切な管理運営に努めるものとする。

新発田市

豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けよう調整する。

また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

文化振興事業（協定項目第24-21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、文化振興事業について確認された市の事例

堺市

美原町文化振興自主事業については、堺市事業に再編する。

美術展覧会については、堺市制度で実施するが、みはら芸術展は、当分の間継続する。また、美原町国際交流推進協議会は当分の間継続する。東大寺サミットについては、継続して加入する。

奈良市

文化振興事業は、奈良市の制度に統一する。ただし、月ヶ瀬村及び都祁村の文化祭事業は、地域の文化事業として継続実施する。

月ヶ瀬村及び都祁村の指定文化財は、合併後旧村指定文化財とするが、このうち、重要と認められるものは、基礎調査のうえ、奈良市文化財保護審議会に諮り、奈良市指定文化財に指定する。

長野市

(1) 文化芸術振興事業については、長野市の制度に統一する。ただし、文化芸術祭については、現行のとおり実施する。

(2) 博物館及び郷土資料館等については、現行のとおりとする。

(3) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定文化財については、合併までにそれぞれの町村において、長野市の指定基準により再審議し、長野市はその結果を十分尊重する。

豊田市

(1) 文化協会等

文化協会等の組織は、当面現行のとおりとし、合併後に組織の統合に向けて検討する。

(2) 文化財保護審議会

新市の文化財保護審議会は、現行の豊田市の審議会とする。

なお、合併後における委員の選任については、市域全体の地域性に配慮するよう努めるものとする。

協議第49号（第7回会議提案：継続協議）

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-22号）について

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-22号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目 | 第24-22号 | その他の事業（契約制度） |
|------------------------|---------|--------------|
| 契約制度については、高松市の制度に統一する。 | | |

平成 年 月 日 確認

協議第50号（第7回会議提案：継続協議）

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第24-22号）について

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第24-22号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目 | 第24-22号 | その他の事業（葬斎関係事業） |
|---|---------|----------------|
| <p>葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等は、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。</p> <p>市・町民葬儀の利用者への負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

協議第51号（第7回会議提案：継続協議）

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-22号）について

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-22号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目 | 第24-22号 | その他の事業（女性政策） |
|---|---------|--------------|
| <p>女性政策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

協議第52号（第7回会議提案：継続協議）

その他の事業（石のさとフェスティバル事業）（協定項目第24-22号）について

その他の事業（石のさとフェスティバル事業）（協定項目第24-22号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目 | 第24-22号 | その他の事業（石のさとフェスティバル事業） |
|--------------------------------------|---------|-----------------------|
| 石のさとフェスティバル事業については、高松市において、引き続き実施する。 | | |

平成 年 月 日 確認

協議第53号

合併の期日について（協定項目第2号）について

合併の期日（協定項目第2号）を次のとおり決定することについて、改めて協議を求める。

平成17年2月14日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目 | 第2号 | 合併の期日 |
|-----------------------|-----|-------|
| 合併の期日は、平成18年1月10日とする。 | | |

【参考】

（第2回会議での確認事項）

| 協定項目 | 第2号 | 合併の期日 |
|--|-----|-------|
| 合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。 ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。 | | |

平成 年 月 日 確認

(参考)

「合併の期日」について

1 「合併の期日」選定の理由

- (1) 住民サービスに支障が生じない日である。
- (2) 定数特例による増員選挙で選出された新議員が、平成18年度の高松市当初予算を審議する3月定例市議会に参加できる。
- (3) 3連休明けであるとともに、直前の年末年始の休日(6連休)を活用し、電算システムの移行を含め、合併移行事務その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が、円滑に対処できる日である。

2 先進地域の事例

| 中核市等 | 合併の期日 | 合併関係市町村 |
|------|-----------|---|
| 新潟市 | H13. 1. 1 | 新潟市、黒埼町 【1市1町】 |
| 福山市 | H15. 2. 3 | 福山市、内海町、新市町 【1市2町】 |
| 鹿児島市 | H16.11. 1 | 鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町 【1市5町】 |
| 鳥取市 | | 鳥取市、国府町、河原町、用瀬町、気高町、鹿野町、青谷町、福部村、佐治村 【1市6町2村】 |
| 前橋市 | H16.12. 5 | 前橋市、大胡町、宮城村、粕川村 【1市1町2村】 |
| 高知市 | H17. 1. 1 | 高知市、鏡村、土佐山村 【1市2村】 |
| 松山市 | | 松山市、北条市、中島町 【2市1町】 |
| 大分市 | | 大分市、佐賀関町、野津原町 【1市2町】 |
| 長野市 | | 長野市、豊野町、大岡村、戸隠村、鬼無里村 【1市1町3村】 |
| 長崎市 | H17. 1. 4 | 長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町 【1市6町】 |
| 秋田市 | H17. 1.11 | 秋田市、河辺町、雄和町 【1市2町】 |
| 水戸市 | H17. 2. 1 | 水戸市、内原町 【1市1町】 |
| 堺市 | | 堺市、美原町 【1市1町】 |
| 福山市 | | 福山市、沼隈町 【1市1町】 |
| 新潟市 | H17. 3.21 | 新潟市、豊栄市、白根市、新津市、小須戸町、亀田町、横越町、西川町、岩室村、潟東村、味方村、月潟村、中之口村 【4市4町5村】 |

注 上記は、平成11年4月1日以降に編入合併した中核市等、及び平成17年3月31日までに編入合併することを総務大臣が告示している中核市等である。

注 「中核市等」とは、中核市及び県庁所在市である。

協議第 5 4 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 2 月 1 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 8 号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い |
|---|-------|---------------------|
| <p>庵治町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。</p> <p>庵治町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき 1 人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。</p> | | |

平成 年 月 日 確認

(資料1)

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

| 区 分 | | 原 則 | 特例措置 | | |
|--------------|---|-----|---|--|-------------------|
| | | | 内 容 | 根拠法令 | |
| 統 合 | 合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合 | 在任 | 編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。 | 編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能 | 合併特例法第8条第1項、第2項 |
| | | 任期 | | | |
| 旧市町単位で設置 | 合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合 | 在任 | | 従前の農業委員会が、そのまま存続する。従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。 | 農業委員会法第34条第1項、第2項 |
| | | 任期 | | 従前の任期の残任期間 | |
| 新たに2以上の区域を設置 | 合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない2以上の農業委員会を設置する場合 | 在任 | | 合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、80人を超えない範囲で定める数の者に限り、在任可能 | 合併特例法第8条第3項 |
| | | 任期 | | 合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間 | |

注) 1合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

| | | 高松市 | 庵治町 | 計 |
|------------------|---------|----------|----------|----------|
| 市町の面積(H16.4.1現在) | | 19,434ha | 1,583ha | 21,017ha |
| 農地面積(現況地籍) | | 6,184ha | 216ha | 6,400ha |
| 委員報酬額 (年額) | 会 長 | 697,200円 | 245,000円 | |
| | 会長職務代理者 | 544,800円 | 205,000円 | |
| | 部 会 長 | 544,800円 | | |
| | 委 員 | 484,800円 | 190,000円 | |
| 委員会部会 | 農 地 部 会 | 20名 | | |
| | 農 政 部 会 | 28名 | | |

(資料2)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

潮来市

- (1) 牛堀町の農業委員会は、潮来町農業委員会に統合するものとする。
- (2) 牛堀町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定を適用し、潮来町農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

つくば市

- (1) 荳崎町農業委員会は、つくば市農業委員会に統合するものとする。
- (2) 合併特例法第8条第1項及び第2項を適用し、荳崎町農業委員会の選挙による委員は、つくば市農業委員会の委員の残任期間に合わせて引き続き在任するものとする。

廿日市市

- (1) 佐伯町及び吉和村の農業委員会は、廿日市市の農業委員会に統合するものとする。
- (2) 佐伯町及び吉和村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、廿日市市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

呉市

- (1) 下蒲刈町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。

新居浜市

- (1) 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
- (2) 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

堺市

美原町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、堺市の農業委員会の委員の在任期間である平成17年7月14日まで、引き続き堺市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。ただし、美原町の農業委員会の選任による委員は失職する。なお、在任特例期間終了後の委員定数については、法令の基準に基づき調整する。

奈良市

(1) 月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会は、奈良市農業委員会に統合する。

(2) 月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会の選挙による委員で奈良市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、6人に限り、奈良市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き奈良市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(3) 合併後の一般選挙時における農業委員会の委員の定数は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき30人とし、奈良市の区域は4選挙区24人、月ヶ瀬村及び都祁村の区域は1選挙区6人とする。

倉敷市

1 船穂町及び真備町の農業委員会は、倉敷市の農業委員会に統合するものとする。

2 船穂町及び真備町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定を適用し、31人以内とし、その任期は同項第2号の規定を適用し、平成17年4月21日までとする。

3 平成17年4月22日以降の新市の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき40人とし、倉敷市及び船穂町の区域に8選挙区34人、真備町の区域に1選挙区6人とする。

このうち、船穂町は、倉敷市の富田、長尾穂井田と統合し1選挙区6人とする。

4 農業委員会の委員のうち選任委員の定数は条例で定める人数とし、船穂町及び真備町の選任委員は合併時に失職する。

協議第 27 号（第 5 回会議提案：継続協議）

建設計画（協定項目第 25 号）について

建設計画（協定項目第 25 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 16 年 11 月 24 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目 | 第 25 号 | 建設計画 |
|---------------------------|--------|------|
| 建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。 | | |

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 事務事業の調整について

(2) 合併協定調印式について

(3) 高松市・庵治町合併協議会の会議について